

橋本市における保育施設（2号・3号認定）の広域入所について

広域入所とは？

児童の住所地以外の市区町村の保育施設に入所を希望する場合に、市区町村間で受託・委託を行なうことにより保育施設へ入所することをいいます。

橋本市における広域保育については、以下の場合等に広域保育を取扱います。

1. 保育施設が勤務地近く・勤務途上にある
2. 保育施設のある市区町村に保護者の実家があり、里帰り出産をする
3. 保育施設のある市区町村に保護者の実家があり、勤務等の都合上、祖父母に送迎の助けを受ける
4. 転出入による住民票を異動させた際の継続在園

※広域保育の取扱いは市区町村により異なります。希望する理由が双方の市区町村の取扱いにあてはまるのが条件となります。

【橋本市在住で、橋本市外の保育施設を希望するとき】

入所申込みは住民票のある橋本市で、橋本市指定の用紙にて受付します。

◎申込みをする時の注意事項

希望保育施設のある市区町村に下記のことを必ず確認してください。

1. 受付が可能であるかの確認（市外在住者の入所申込みができない市区町村もあります）
2. 希望保育施設の空き状況の確認（入所可否は保育施設のある市区町村が決定します）
3. 希望保育施設のある市区町村の入所申込締切日の確認
4. その他、入所申込に関して注意すべきことの確認

※広域委託は年度毎の更新となります。毎年度、保育施設申込書及び就労証明書等の添付書類の提出が必要です。年度更新における継続児の取扱いについても、受入れの市区町村により異なります。

※就労先や認定事由が変更となり、広域委託条件が変更となる場合は、年度途中であっても受入れの市区町村により退所となる場合があります。

【橋本市外在住で、橋本市内の保育施設を希望するとき】

入所申込は住民票がある市区町村で、その市区町村指定の用紙にて申込みをしてください。

◎申込みをする方への情報提供

橋本市では、市外在住者の入所については、次のように決定します。

1. 橋本市在住の申込者の利用調整をした後に入所可否を決定します。
2. 橋本市在住の申込者の利用調整後、定員を超えた保育施設の入所はできません。

問合せ

橋本市健康福祉部 こども課 保育幼稚園係
TEL0736-33-6102（課直通）

